### 平成22年度 国民の声に対する対応状況

## 対応可能なもの

(16件)

### 【意見・提案のとおり対応するもの】(1件)

#### 対応状況 意見・提案の概要 支出官事務規程第16条第2項によれば、官署支出官は、「振込の ための支出の決定(中略)をし、その旨をセンター支出官に通知したと ある地方官署でバイトをしたとき、給料が きは、センター支出官に振込みの通知をさせる必要がある場合を除 支給されるたびに国庫から口座に振り込ま き、その旨を受取人に適宜の方法により通知し(中略)なければならな れた旨のはがきが自宅に送られてきた。給 い。」とされているので、賃金職員に対し、給与支給日に給与明細書 与明細は配られており, 郵送で重複して通 を手渡し、支払は振込みであることを伝えるのであれば、センター支 出官からの国庫金振込通知書の送付は不要であると考えるので、予 知するのは無駄ではないか。 算の効率的執行等の観点から国庫金振込通知書を送付しない取扱 いとすることとし、この旨地方官署に対し周知を図った。

## 【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(15件)

意見・提案の概要	対応状況
入国管理局の横柄な態度の悪い職員に 支払う給料、これこそが無駄遣いである。 日本人の配偶者として立派に納税もして いる人間を不法滞在で風俗で働く奴らと一 緒の扱いにするな。	記載された内容だけでは意見の背景事情は明らかではないが、職員の接遇に関しては機会をとらえて指導を行っているほか、各種研修においても接遇に関する講座を設けるなどして接遇の向上を図っている。今後とも職員に対し、適切に指導を行い、行政サービスの向上に努める。
法務局備付け地図作成業務の調達については、入札参加資格が「役務の提供Cランク以上」となっているが、各地方法務局管内にその条件にかなう業者は各都道府県の公共嘱託登記土地家屋調査士協会の1者しかなく、管轄の異なる地域に入札を希望する業者はないため、毎年1者入札で高落札率となっている。この入札参加資格をDランクまで下げることにより、法務局全体で数億円の節減ができる。 各都道府県の公共嘱託登記土地家屋調査士協会で実際に仕事を行っているのは当該協会の構成員である土地家屋調査士であるため、CランクもDランクも全く変わらない。	一般競争入札においては、公告によって広く一般の参加を募り競争が行われるが、無制限に参加を認めると不信用、不誠実な者の参加により契約の履行が確保できないおそれがあるため、契約の種類ごとに、その金額に応じ、資格区分を設けて契約の履行を確保することとしている。法務省では、当該資格区分の者が少数である場合などは、適正な競争性を確保する必要があることから、各調達機関の判断により下位の資格区分の者も競争参加資格が可能となるような弾力的な運用を認めており、入札案件によってはそのような措置を採ることが可能となっている。なお、法務局備付け地図作成業務の調達については、上記基準の範囲内であれば、Dランクに下げることも可能である旨指導しているところであり、今後とも引き続き指導を行っていく。
街中でポスターやのぼりを使って様々な人権擁護キャンペーンを行っているが、それらの対象について一般の国民はほとんど何のことか分からない。学校やその地域を対象にすることで十分である。人権関連は専門知識の範疇に入る場合が多いため、公務関や公的機関職員、国家資格所有者らを対象に重点的に研修啓発を行うのであれば予算は無駄にはならないが、表面的な一般的キャンペーンは逆に差別を助長することになっている。	国の責務として、広く国民一人一人が人権尊重の理念を深めるため、あらゆる機会を通じて啓発活動を行っている。啓発手法については、様々な意見があるところなので、参考意見とさせていただき、今後も分かりやすく親しみやすい人権啓発を目指していく。 なお、公務員等に対する研修はこれまでも実施してきているが、今後も力を入れて行っていく。
法務省のホームページに入札情報が載り ますからと説明を受けたが、一向に載らな い。当社を入札に参加させたくないからなの か。	記載された内容からは、どの調達についての指摘か不明であるが、 法務省においては、競争入札に係る全ての調達案件について法務省 ホームページに公告するとともに掲示公告又は官報公告を実施して いる。

#### 意見・提案の概要

対応状況

法務省が公表した「法曹養成制度に関する検討ワーキンググループにおける検討結果(取りまとめ)」及びその付属資料によれば、法科大学院74校のうち26校について、その成績評価が不当に甘く、新司法試験の合格実績も低いなどの重大な問題があるということであるが、そのような法科大学院に漫然と財政支援や公務員である裁判官・検察官の派遣などを続けることは、国家予算の無駄遣いではないか。

また、現状における法曹の需要を大きく超とめを踏まえ、新しい検討体制の立過し、質の確保も十分でない法科大学院修了者を新司法試験に合格させ、公費をもって司法修習を受けさせるのは、国家予算の無駄遣いではないか。

上記取りまとめでは、法曹養成制度に関し、無駄遣いをなくす観点からの積極的検討が極めて不十分であるように思われるので、早急な改善を要望する。

法曹養成制度に関しては、一部の法科大学院において、新司法試験の合格率が低迷しているなど様々な問題点の指摘があることは承知しており、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の取りまとめを踏まえ、新しい検討体制の立ち上げに向けて文部科学省とも協議・検討を行っているところである。

息子が刑務所の技官として勤めている友人から、「刑務所は、仕事が8時半始まりで、7時半には全員が出勤するが何も仕事をしなくて8時半から仕事をし、早朝手当が貰える。」、「夕方18時半までいて1時間の手当が支給され、1日2時間の手当をねらって全員居残りする。」と聞きました。これは給料泥棒である。

超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給されるものであって、当該命令がなく、単に居残っている者等に支給している事実はないものと承知しているが、仮に支給の要件もないままに当該手当を支給している事実があれば、戻入等の措置を行った上で厳正に対処する。

また、本意見に対しては、ブロック協議会の機会を利用して所管各庁に対し注意喚起を行っている。

「高齢者・障害者の人権あんしん相談」ポスターはタイトルが「障害者」となっており、また、図中にも「障害者に対する」とあるが、近年、「障害者」を「障がい者」、「障がいのある人」と表記する動きがある。このような中、貴局・貴連合会が作成したポスターは、依然として「障害者」のままである。法務局に問い合わせたところ、「法律では、まだそのようになっている。」との回答だったが、は律と一般国民とが見るポスターとでは受ける感覚が違うと思うので、ポスター作成に当たっては誰もが気持ちよく受け取れるよう心掛けるべきだと思う。次回作成から検討願いたい。

法務省の人権擁護機関が行う障害者に関する施策は、障害者基本 法、障害者基本計画、人権教育・啓発に関する基本計画等にのっとっ て行っており、表記の方法もこれらの法律に従っている。

御指摘の点については、様々な意見があるところなので、いただい た御意見についても、今後の参考とする。

今回地震の影響で節電が企業にも家庭にも 強いられている。そんな中、法務局の対応は おかしいのではないかと思う。

静岡の沼津法務局へ伺って電気がすべてついているのでとてもびっくりした。地震がおきてからスーパーなどは電気を半分にして暗くし、暖房もつけず民間は努力している。それなのに照明はすべてついているし、ブラインドは閉めて外の光をシャットアウトしている。

少し危機感がないのではないか。東京電力管轄内の法務局は少し考えた方がいいと思う。

庁舎の節電に関する御意見です。

御指摘を受け、静岡地方法務局沼津支局に対し、執務室照明の一部消灯、空調機設定温度の確認等、節電の徹底につき指示を行いました。また、本年5月13日に電力受給緊急対策本部において決定された「夏期の電力需給対策について」及び「政府の節電実行基本方針」に基づき、東京電力管内及び東北電力管内に所在する法務局・地方法務局に対して、庁舎における使用電力の抑制を指示しており、さらに、全国法務局等の会計課長会同を通じて節電の徹底を周知しているところですが、御意見を踏まえ、今後とも、引き続き適切な指導を行ってまいります。

#### 意見・提案の概要

#### 対応状況

東北関東大震災により今国民や企業は節電 をしている。甲府地方法務局も階段や廊下は 節電になっていたが、事務手続きをするところ り明るいくらいついていた。せめて窓側の列は かして頂きたい。どこもすべて節電に敏感な状 と思うので官庁を含め徹底して頂きたい。

庁舎の節電に関する御意見です。

御指摘を受け、甲府地方法務局に対し、執務室照明の一部消灯、空調 は異常である。蛍光管の光が近くのコンビニよ|機設定温度の確認等,節電の徹底につき指示を行いました。

また、本年5月13日に電力受給緊急対策本部において決定された「夏 3本あるうち2本にするとか、待合は少し省くと期の電力需給対策について」及び「政府の節電実行基本方針」に基づ き、東京電力管内及び東北電力管内に所在する法務局・地方法務局に 態なのにあれだけの明るさが果たして今必要|対して,庁舎における使用電力の抑制を指示しており,さらに,全国法務 なのか。計画停電を極力避けたいと思う気持局等の会計課長会同を通じて節電の徹底を周知しているところですが、 ちから節電をするのは皆平等に分かち合える御意見を踏まえ、今後とも、引き続き適切な指導を行ってまいります。

> 庁舎の節電、送別会等の自粛、ボランティア希望者への措置に関する 御意見です。

|かけてはいかがか。庁舎のエレベーター、空|す。 調などの節電は当然として、この時期の人事 小、できれば自粛するべき。

また、職員がボランティア希望であれば部署 ごとに業務のカバーなどして応援してほしい。 民間の手本となるべく対応してほしい。

まず、庁舎の節電については、エレベーターの間引き運転、執務室の照 今回の震災に関連して節電の呼びかけなど間の一部消灯等を行うなど、既に節電を実施しており、節電に関しては、 されているが、官公庁としてさらに協力を呼び地方官署の会計事務主管課長等会議等を通じて周知しているところで

次に、職場の行事としての送別会、歓迎会等の実施については、震災 異動に伴う職場単位の送別会、歓迎会を縮|の影響を踏まえ,各職場の実情に応じて開催を自粛するなど適切に判断 したものと承知しています。

また、職員がボランティアを希望した場合には、ボランティア休暇の取得 及び日常業務への支障が最小限に抑えられるよう業務分担等に配慮す るなど適切に対応しています。

御意見を踏まえ、今後とも使用電力の抑制に積極的に取り組んでいくな ど予算の効率的な執行に努めるとともに、職員のボランティア参加に対し ては積極的に支援してまいります。

法務大臣のあいさつを拝見した。未曾有の 大地震、大津波の被災を乗り切るため省を挙 げて努力していくとのこと、例えば、毎年、同じ 時期に開催される全国の幹部職員が霞が関 に一同に会する会議等を自粛し、浮いた旅費 等の予算を災害対策に充てるなど、できるとこ ろからひとつひとつ実行していくことが必要だ と思う。

本省で開催される会議等の自粛に関する御意見です。

本省で開催される会議等は、行政を適正に運営するために必要な協 議,連絡事項等を行っているものであるところ, 東日本大震災の影響を踏 まえ、会議等の開催の是非について検討し、一部の会議等については開 催を中止し、真に必要な会議等については日程を短縮するなどして開催 しています。

今後とも御意見を踏まえ、予算の効率的な執行を行ってまいります。

15階のエレベータ前のスペースに大量の用 紙、トナーが山積みされている。あんなに買っ ておく必要があるのか。

また、廊下に山積みにしておくと誰でも取っ ていったり,使ったりできるが, 管理はどのよう にしているのか。ほかのフロアについては分 からないが、法務省では消耗品を倉庫に入ら ないくらい大量に購入しているのか。

用紙などを廊下に放置しておくと誰かが付け 火でもしたら大変なことになり. 警備上の問題 はないのか。

コピー用紙等消耗品類の管理に関する御意見です。

通常,コピー用紙等の消耗品類は,定期的に必要個数を発注し,納品 後は物品倉庫で管理しておりますが、本件は、物品倉庫の整理中にコ ピー用紙等の納品があったため一時的に廊下に置いていたものであり 現在, 当該コピー用紙等は物品倉庫で管理しています。

なお、廊下等共用部分におけるコピー用紙等の放置については、災害 発生時に避難の障害となるほか,御指摘のとおり,火災発生の原因とな りかねないものであり、法務省では、共同防火・防災協議会、自衛消防講 習会等で,廊下共用部分等に物品の放置をしないよう指導している上, 巡回中に物品の放置を発見した場合は、その都度、改善を促すなどの指 導を行っているところですが、御指摘のような御批判を受けることのない よう、引き続き適切な指導・改善を行ってまいります。

簡易測距儀の整備に関する御意見です。

簡易測距儀は、土地・建物の実地調査を効率的に実施するために必要 なものです。

簡易測距儀が既に備え付けられているにも 拘わらず、実情調査もせずに、二重に配布(購 入)するのか。

簡易測距儀の整備に当たっては、各法務局における当該機器の経年 劣化(耐用年数), 必要性, 使用頻度等を勘案した上で, 必要個数を検討 し,計画的に整備を行っているところです。

御意見を踏まえ、今後とも、簡易測距儀等、備品の整備に当たっては、 実情調査を行い、計画的な配備を行ってまいります。

意見・提案の概要	対応状況
税金を使った無駄な研修は止めていただきたい。浦安の研修施設にやってくる人たちは観光気分で遊び歩いてばかりである。全国から集めてやる必要があるのか。それぞれの地元でやってほしい。	
法務省神戸有野寮は、入居数がとても少な く、老朽化しているのに、必要あるのか。 税金の無駄遣いだと思う。	職員宿舎の必要性に関する御意見です。 法務省神戸有野寮は、昭和48年に新営された築38年の職員宿舎であり、現在では入居者が少なく、老朽化している宿舎であることから、管理者である神戸地方法務局としては、同宿舎を平成27年度末までに廃止する宿舎として計画・分類しているところですが、御指摘を踏まえ、今後はできるだけ早期に廃止できるよう関係官署とも調整をしてまいります。

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (11件)

意見・提案の概要	対応状況
CAPICは廃止し,刑務所・少年院・鑑別所は民営化してほしい。	懲役刑とは、刑事施設において所定の作業を行わせるものとされており、刑事施設においては、民間企業等から作業を受注し、懲役刑の執行に必要な作業量の確保に努めているものの、現状ではそれのみでは必要な作業量が確保できない状況にあることから、CAPICから原材料の提供を受けて、不足する作業量を補っているものであり、国にとってCAPICによる刑務作業協力事業は不可欠な事業であり、廃止はできない。 刑務所、少年院、少年鑑別所における矯正教育や資質鑑別等は、過去の実績や経験に基づく実績を重ねて、現在の矯正処遇を展開しており、民間のノウハウでは到底補えないものであるほか、公権力の行使を伴う部分については、現状では民間に委託することはできず、また、いわゆる処遇困難者も多数収容していることからすれば、全ての矯正施設を民営化することは不可能であるが、市場化テストやPFI事業等により可能な範囲で一部民間委託を行っている。
札幌拘置所の土地は莫大に広い。大学のキャンパスにも劣らない土地などは、これを民間が使用した場合の固定資産税を考えてみると大きな損失になる。犯罪者等を矯正するなどの理由でこのような広大な土地を使用するのは事業仕分けに該当する。主な土地は官舎郡みたいである。	札幌拘置支所を含め、その敷地一帯約36万㎡には、矯正関係5施設が集約されており、また、札幌刑務所敷地に隣接して、道営住宅が団地として整備されていることから、これらを指しての意見と思われる。 これらの施設は、各々の行政目的に照らし、施設の管理運営のため必要となる敷地面積を確保しているものであり、これまでに行われた財務省による行政財産(土地)の使用状況実態監査においても、非効率や未利用等との指摘は受けていない。
現在、社会を明るくする運動など、国による広報活動に莫大な予算をかけていますが、費用対効果が不明だし、国が広報のために税金を使うのもおかしい。裁判員制度広報もそうだし、先日あった全国矯正展もそうですので、すぐに廃止してほしい。	社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動であり、法務省が主唱しているものであるが、実際の活動については、経費の面も含めて民間を中心に実施されている。裁判員制度広報は、裁判員裁判への参加に消極的な国民がなお少なくない現状に鑑みると、国民の不安解消を図るための広報を行う必要がある。現在、各検察庁においては、交通広告等のように広く国民に制度を周知するような広報は行っておらず、裁判員制度に不安を抱えた国民からの個々の説明要請に対応するために説明会を実施するなど、対象を絞った広報を行っている。全国矯正展は、刑務所作業製品の展示・販売を通じて広く刑務作業の技術力を国民に広報し、刑務作業の受注につなげる貴重な機会である上に、国の歳入にも貢献し、さらには、社会復帰に向けて刑務作業に取り組む受刑者の改善意欲を高めるものとなっているものであって極めて有用なものであり、廃止することは困難である。
法務局で初めて法人印のカードと印鑑証明を取った。市役所の住民票や印鑑証明のように、機械にカードを挿入して手数料を入れれば発行されると思ったが、カードとは別に印鑑証明申請書を書いて、カードとともに窓口に提出するという手続を経て印鑑証明を取得した。市役所のように、印鑑証明発行機を置けばいいのではないか。機械化をすれば登記簿謄本や代表者事項証明書の発行手数料も下げられるのではないか。	法務局が発行する印鑑証明書については、不正取得防止のため、一部の自治体において導入されているような印鑑証明書発行機での発行は、現在行っていない。 なお、印鑑カードの挿入と代表者の生年月日、請求者名を入力するだけで、請求書及び証明書が自動作成される証明書発行請求機を一部の法務局に導入(手数料の納付及び印鑑証明書の交付は窓口で行う必要がある。)しているところ、本年度中には利用者数が一定以上の法務局にまで拡大して設置することとしている。

意見・提案の概要	対応状況
近隣に所在する区検察庁は当初は毎日 業務をしていたが、ここ数年業務が集約され、職員が庁舎に来るのは週一回ほどで雑 草が生え放題で無駄であり、民間に売却処 分等を行うべきである。	検察庁法第2条により、「区検察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応して置く。」こととされているため、簡易裁判所に対応して区検察庁を設置しなければならない。当該区検察庁の庁舎は、交通違反事件等の取り調べ等で定期的に使用しているほか、被害者等の参考人の聴取にも使用していることから、庁舎を廃止して民間に売却するなどの処理は困難である。 なお、除草等については、年に数回、定期的に行っているが、状況によって回数を増やすなどして、今後も国有財産の適正な維持管理に努める。
大阪拘置所を500億円の公費を使い、建て直すと聞いた。財政が大変な時期に建て直す余裕は無いのではないか。大阪拘置所内に建つ職員住宅が15階建てで立派なものになるようだが、公費で行われるのはどうなのか。色々な場所からの圧力があると思うが、もう少し考えた階層の建物にしたらどうか。	大阪拘置所の庁舎及び職員宿舎は、昭和32年から受刑者によって建築された建物であり、現行の耐震基準を満たしていないばかりか、建築後50年以上が経過したことにより、建物設備の老朽化はもはや部分的な補修では対応できないほど進み、大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊や崩落等により、被収容者及び職員の生命・身体はもちろん、地域社会に及ぼす被害も甚大なものとなるおそれが顕著で、早急に改築する必要があることから改築のための予算が認められ、本年度から本工事に着工しているところである。また、同所の職員宿舎は、関係法令(国家公務員宿舎法第12条第1項、同法施行令第9条)に基づき、通常の業務時間以外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために、官署の構内又は近接する場所に居住する必要がある者に貸与する宿舎であり、例えば、大地震等の天災事変が発生した場合には、被収容者の身体・生命の保護登庁して事態に即しているとの確保等のため職員が直ちに非常登庁して事態に即しているとめ、その整備戸数は、職員定員のおおむね6割以上としているとか、その整備戸数は、職員定員のおおむね6割以上としているとがの能力を最大限に活用し、可能な限り集約立体化を図ることとされているため、当初は職員宿舎の階層を18階建てとして計画の地の能力を最大限に活用し、可能な限り集約立体化を図ることされているため、当初は職員宿舎の階層を18階建てとして計画のもたまであるが、近隣住民から、隣接するマンションと同等の階層(15階建て)にすべきとの意見が寄せられたことなどから、整備戸数の若干の削減も含めた計画の一部見直しを行い、これを15階建てに変更したものである。このように、限られた敷地内での宿舎建物の集約立体化と、近隣社会との調和の両立を図っているところ、拘置所としての非常時の即応体制確保等のためには、これ以上、階層(戸数)を削減することは困難である。
庁内に設置されている自動うがい器に使用しているうがい薬は使用頻度が非常に少なく、業者にだまされている。80倍希釈とされているが、本当は30倍で使用し、うがい薬を使用していると嘘をいって捨てている。無駄な予算を使用しているので見直し願いたい。	自動うがい器については、来庁者及び職員の健康保持に資するために設置しているものであり、契約内容の検査・確認も適切に実施しているため、現時点では、見直しをすることは考えていない。
法務省施設の施設整備は、一般会計で措置されるべきところ、登記特別会計が一般会計に統合される直前に、駆け込みで登記所用の土地を買いあさるような、特別会計の趣旨を逸脱した予算執行がされた。是正されるべきでないか。	「特別会計に関する法律」により、登記所に係る施設費については、登記特別会計で支出することが認められており、法務省施設の施設整備は一般会計で措置されなければならないものではない。また、土地の取得に関しては、庁舎整備において必要となる庁舎の敷地を取得しているものであり、意見にあるような一般会計に統合直前に駆け込み執行を行っているような事実はない。
止されている農産物を刑務所内での食事にだ してはどうか。少しでも安く入手できるなら、税	矯正施設の食事に関する御意見です。 矯正施設は、被収容者を強制的に拘禁する性質上、被収容者の健康を 保持するために、必要かつ適切な保健上及び医療上の措置を講ずる責 任があることから、食事についても安全で健康及び体力を保つのに必要 な栄養価を満たすものでなければならず、また、食材等の購入手続は、 会計法令に基づき、一般競争入札を実施するなど適正な予算執行に努 めているところであり、放射能汚染基準値を上回ったことなどにより安全 性が確保されず出荷を停止されている農産物等については、刑務所内の 食事に使用することは困難です。

意見・提案の概要	対応状況
子死刑囚のように十数年も生かしておくなど言	
	喫煙所の撤去に関する御意見です。 東京法務局が入居する九段第2合同庁舎は、喫煙者であるか喫煙しない者であるかに関わらず、多数の来庁者が同庁舎を利用しており、来庁者の受動喫煙を防止するための措置として、1階共用部分の廊下に空気浄化装置を備えた喫煙所を設置しているところです。 現在、当該喫煙所を利用される来庁者は少なくなく、仮に喫煙所の撤去を行った場合には禁煙区域における喫煙やそれに伴う火災・事故等の発生が懸念されることから、現時点において、喫煙所の撤去は難しいものと考えますが、御意見を踏まえ、今後とも庁舎施設の態様や来庁者のニーズに応じた受動喫煙防止対策について、検討を行ってまいります。

# 平成22年度 職員の意見・提案に対する対応状況

## 対応可能なもの

(34件)

## 【意見・提案のとおり対応するもの】(2件)

意見・提案の概要	対応状況
出勤簿の様式を現行の半年単位のものから1年単位のものへと変更する。	出勤簿の様式は、使用の実情に合わせて適宜な様式を使用して差し支えないところ、提案は合理的なものであるので、本省分については、平成23年の出勤簿から様式を変更し、1年分のものとすることとした。
旅費の立替払い方式を改め、契約会社への支出官払い方式とする。 旅行代理店に対して1年に1回から2回位の割合で競争入札をして、トータルで最も安い出張旅費を算出したところに旅行の手配を任せる。	「旅費業務に関する標準マニュアル(平成20年11月14日付け各府省申合せ)」に定めることに従い、当省においても1月から実施する方向で、業務の効率化と旅費の節減を実現する一方策として、パック商品等の安価なチケットの検索、出張者への提案及びチケットの手配を専属の旅行代理店等と契約するため、公募等の手続を進めている。地方官署については、本省の導入状況を踏まえて今後導入を検討する。

## 【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(32件)

意見・提案の概要	対応状況
赴任旅費の減少のため、矯正施設の中級 幹部以上は在勤年数を長くして転勤回数を 減らすことにより、赴任旅費を抑える。	幹部職員の人事異動は、転居等に伴う本人及び家族の負担を軽減すること等を考慮の上、異動の間隔を現行よりも長くすることを考えており、適切な人事異動を行うよう配慮している。
目に見える形で節約を図る。	職員一人一人に効率的な予算執行が求められていることを再認識 させるよう指導している。
電子決裁の全庁的な導入を図る。省内の ネットワークを利用し、電子化になじむもの は可能な限り電子データでやり取りを行う。	「文書管理業務の業務・システム最適化計画」(H19.4.13各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき,平成23年度末までに、現行の「総合的な文書管理システム」から政府全体で利用可能な「一元的な文書管理システム」に移行することとされており、移行後は、供覧・決裁に係る案件については、原則として同システムを利用して電子的に行うこととなる。なお、本省から各官署への文書の送付については、可能な限り、電子メールを利用しているところである。
受刑者がリップクリーム, ハンドクリーム等の自費購入を可能にする。薬剤についても許される範囲内で自費購入を可能にする。	リップクリーム, ハンドクリーム等の自費購入は既に可能である。薬剤については, 薬事法により対面販売とされており, 自費購入はできない。
合同庁舎における維持管理経費の支出を 管理庁が一括して行う。	本提案に類似した提案は、内閣府が実施した「職員の声」にも提出 されており、財務省及び関係省庁が検討している。
新聞購読を縮小する。	新聞については、本省又は官署においても業務の必要性を勘案し、 随時見直しを行い、必要最小限度の購読としている。 なお、今後も引き続き、購読部数等について随時見直しを行い、必 要最小限度に抑える。
中央会同を廃止し、テレビ会議とするか、 又は日程を縮小し、実質的な討議を行うよう にする。	会議・会同については、単なる報告会に終わることなく、今後の行政 運営に資するような実質的な議論が行えるように努めている。 また、テレビミーティングシステムで行える会議については、積極的 にシステムを活用している。
入国警備官の制服の貸与の見直し	職員に給貸与している制服装備品等の実情に鑑み, 更新の在り方について検証し, 弾力的に運用する。

意見・提案の概要	対応状況
難民認定等の事務の内閣府への移管	難民認定等の事務の内閣府への移管については、民主党政策集インデックス2009に、「内閣府外局に難民認定委員会を設置する」として、ほぼ同内容が記載されている。現在、入国管理局において、各方面からのヒアリングしつつ、適正かつ迅速な難民認定を行うため、その前提となる人材育成、資料の収集整理、あるべき難民行政の制度設計、組織体制の構築等総合的な検討のための勉強会を実施しているところである。また、併行して現在の難民認定審査に携わる職員の育成に向けUNHCRの協力を得る等して、種々の研修を通じその能力を一層高めることに努めている。
郵便物(当庁から発送・発出する文書, 荷物等の総称)の預託・配送業者を郵便事業(株)から佐川急便(株)へ変更する。	いわゆる信書の発送は、一般信書便については郵便事業(株)のみ、特定信書便については同社のほか許可を受けた業者が取り扱うことができるなど、信書便の量、発送エリア等により取扱いが異なるため、各局の実情に応じた最も合理的な発送方法によりコスト削減を図る。
執行猶予の裁判でも、収容生活や裁判に 予算を使っているので、刑罰法令を改正し、 猶予期間に比例して、公立小中学校や養護 施設の清掃、道路や公共施設の清掃を行 わせて、公共事業の予算削減を図る。	現時点で刑罰法令の改正は考えていないが、保護局においては、 平成22年2月の法制審議会の答申を受け、保護観察付執行猶予者 を含めた保護観察対象者に、特別遵守事項として、地域社会の利益 の増進に寄与する活動を行わせることによって、その改善更生を図る こととする制度の導入について、検討を行っている。
コピー用紙等の消耗品及び備品をブロック単位又は近隣官署と共同して購入する。	合同庁舎一括調達及び近隣官署一括調達については、一部の物品・役務(コピー用紙・消耗品・清掃など)について既に実施している。今後も、どのような一括調達の方式が一番安価であるかなどについて、総合的に検討しつつ、これまで以上に推進を図る。
入国管理局が使用しているけん銃を廃止 する。	老朽化したけん銃についてはその存廃も含めて論議された結果,近年,外国人が凶器を振り回すなどして,業務上の危険が増加しているため,今後もけん銃の配備を継続することとなり,昨年度から新たなけん銃を配備している。今後も順次更新予定である。現行のけん銃に係る取扱規程及び訓練規程は抽象的な内容で使用基準も曖昧であり,訓練内容も実戦的ではないため,けん銃を更新したことを契機として,規程を改正し,具体的な使用に即した使用基準に有効な訓練の充実を図っていく予定である。
配賦された予算について、客観的な状況、また、正当な理由等から残額が生じた場合については、財務省に予算を返納し、これを全省庁レベルで行うことにより、赤字国債の解消やその他最も予算措置の必要性の高い案件に当該予算を充当すべきである。	現在,各府省において,年度末の使い切り等,無駄な予算執行の排除という観点から,「予算監視・効率化チーム」を設置し,予算執行の効率化へ向けた取組を実施している。 なお,配賦された予算に残額が生じた場合は,返納している。
給与の前渡資金払いを改め,支出官払いできるように法改正する。	給与の支出官払いについては、人事・給与関係業務情報システムの稼働等を前提として、各府省は、平成23年11月以降順次支出官払いに移行するものとされており、当省においてもその導入に向けた取組を実施しているところである。
同じフロアに給湯室があるにもかかわらず、刑務所の各事務室に冷蔵庫、電子レンジ、電器ポット、コーヒーメーカーがロッカーよりも優先的に設置されていることは、無駄ではないか。	各施設の職員状況や施設環境によって異なることから、それぞれの 施設の実情に合わせて整理する。
予算執行の効率化に真剣に向き合わせるためには、競わせることが有用であり、意見・提案による効果が絶大である場合は、褒賞を与えたり、人事評価を「S」とする。また、特別昇給、昇格を実施する。	人事評価は、職務遂行における行動及び結果に基づき、能力や業績を総合的に判断して評価を行う制度であり、「意見・提案による効果」のみをもって全体評語を直ちに「S」とすることまでは想定されていないものであるが、例えば、予算執行の効率化に係る目標を設定するなどして評価を行うことは可能である。

意見・提案の概要	対応状況
	職員の出張については、職員個々の業務内容や職務能力等を考慮して、自己の業務の研さんや今後の業務をより効果的に実施するために必要であると判断し、計画的に実施しており、年度末に帳尻合わせで出張をさせているものではないが、不要な旅費の執行を実施しているのが判明すれば、厳格に指導する。
電話やLAN等を活用して、各種会議や打合せ会等の開催数を見直すべきである。	会議・会同については、単なる報告会に終わることなく、今後の行政 運営に資するような実質的な議論が行えるよう努めている。 また、テレビミーティングシステムで行える会議については、積極的 にシステムを活用している。
紙やコピー機保守料の縮減を図るため、 文書のペーパーレス化を推進すべきであ る。	「文書管理業務の業務・システム最適化計画」(H19.4.13各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき,平成23年度末までに、現行の「総合的な文書管理システム」から政府全体で利用可能な「一元的な文書管理システム」に移行することとされており、移行後は、供覧・決裁に係る案件については、原則として同システムを利用して電子的に行うこととなる。また、文書の保存については、現在、法務省行政文書ファイル保存要領を作成中であり、具体的な文書の保存等について検討中である。なお、本省から各官署への文書の送付については、可能な限り、電子メールを利用し、ペーパーレス化を積極的に推進している。
ハイブリッド車や軽自動車の配備により, 諸経費の縮減を行う。	官用車の更新の際には、ハイブリッド車や低排出車を順次導入するなどして燃料代などの諸経費の縮減を図っているところである。
年間を通して計画的に執行できるように、 追加示達が一定の時期に集中しないように する。 また、決算において見込み以上の残額が ある場合も柔軟に認め、残額Oに近づける ための不必要な支出を避ける。	提案の趣旨については、現在、各府省において、年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除という観点から、「予算監視・効率化チーム」を設置し、予算執行の効率化へ向けた取組を実施している。
旅客会社及び旅行会社と提携し、出張の 必要が生じた際、相見積もりを実施すること、更に旅費の支給方法を実費弁済方法に 変更する。	旅行会社との提携については、法務本省において、平成22年12月1日にパック商品等の安価なチケットの検索、出張者への提案及びチケットの手配を行うための契約を専属の旅行代理店と締結したところである。地方官署についても、旅費業務の効率化及び旅費の節減に資すると認められる場合には、同様のアウトソーシングを実施することとしている。また、旅費の支給方法については、今後、開発・導入予定の旅費業務に係る府省共通システムの利用開始時には、交通費の実費を支給する方法に改めることとされており、法務省においても、同システムの利用を開始するまでの当面の措置として、旅費業務の効率化及び経費節減に資すると判断できるものについては、交通費の実費支給を実施する予定である。
契約電力を見直すことにより、固定費を削減する。	現在でも、施設の新営時又は設備の更新時には、その地域の特性やその時の技術力を勘案し、環境又は省エネに配慮した設備を構築し(一部の庁では太陽光発電や蓄電設備を導入済みである。)、CO2排出の削減や電力の節減を図っている。また、電化製品についても、更新の際にその必要性を検討した上で、設置数量・場所の見直しを行っている。 今後も、費用対効果や環境配慮の点も考慮し、適切に対応する。
検察庁において、警察電話回線を使用したファクシミリ専用回線の地方普及を図ることにより、通信費等の諸経費の縮減を図る。	警電ファクシミリについては、既に全地方検察庁に設置済みであり、 支部・区検においても一部設置されているところ、設置に当たっては 回線の工事費等経費が発生するため、すべての支部・区検に一律に 設置する取扱いは適当ではないものの、警察とのファクシミリの使用 頻度が高く、経費節減が見込まれる場合には、警察署と設置のため の協議を行っている。

意見・提案の概要	対応状況
裁判員制度広報は、平成17年から実施されていることから国民の裁判員制度に関する理解は進んでおり、今後は対象者年齢を 絞るなど対象者を絞った取組を行うことで経費の縮減を図る。	裁判員制度広報については、現在、交通広告等のように広く国民に制度を周知するような広報は行っておらず、裁判員制度に不安を抱えた国民からの個々の説明要請に対応するために説明会等を実施するなど、対象を絞った広報を行っている。
プリンタ及びFAX等の共有化を図り、保守料又は機器の更新経費の削減・効率化を図る。	現在、用途、使用頻度等を勘案した上でコスト節減及び環境配慮の観点から最適なコピー機、FAX、プリンタ等OA機器の最適な配備計画や複合機の導入を進めているところであり、また、政府の取組として環境省においても、外部有識者が参画する「環境配慮契約法基本方針検討会のOA機器ワーキンググループ」においてOA機器の適正配置などを検討している状況である。今後とも、環境省の検討結果等を参考に、OA機器の適正配置に努めることとする。
予算示達は、例年の実績や事業内容を勘案して配分されているが、計画の変更や適正な使途と一致させるためには、予算配分の見直しや使途変更制度を導入すべきである。	現行の予算制度においても成果重視事業などについては、「目間流用の弾力化」、「目の大括り化」などの執行の弾力化が図られている。なお、予算配分等を事業内容や業務にあったものに見直すことは重要であり、法務省においても、引き続き、事業内容や業務にあった予算要求をするとともに、適切な予算示達に努める。
各庁内だけでは遊休備品を活用しきれないことから、全国的な再利用も検討すべきである。	各庁においては、遊休備品を出さないことが肝要であるが、遊休備品が生じた際には、同一組織の官署間又は法務省内の他組織間でも管理換えを実施している上、他府省との間の管理換えも可能である。 今後とも、必要に応じて管理換えを活用することとしたい。
現在、広島県の保護区のうち、三原地区と尾道地区は本庁の管轄であるが、三原地区と尾道地区は本庁よりも福山駐在官事務所のほうが格段に近距離であり、保護観察官の対象者宅への訪問や対象者の保護観察所への出頭等について近いほうが交通費と時間の削減が図れるため、本庁の管轄ではなく、福山駐在官事務所の管轄に変更する。	駐在官事務所の管轄の変更については、保護観察所において検討することとなっており、意見を踏まえ、管轄変更の適否につき、広島保護観察所において検討しているところである。
外部に提出する文書以外は、カラ一印刷を極力控える。 また、局内連絡文書は、A4判1枚に収まるように書式設定の見直しを行う。	カラ一印刷の使用制限及びコピー用紙の省力化については、本省 及び地方官署において取り組みを行っているところ、更なる予算の効 率的な執行の意識付けを行うため、全職員に対し、本意見を周知す る。
退官予定者の慰労出張を廃止すべきである。	職員の出張については計画的かつ適正に実施しているところ、退職予定者に対する不適切な出張の有無について全国調査を行った結果、不適切な出張は認められなかった。今後も引き続き、年度末執行等の不適切な出張がないよう監視する。

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (27件)

意見・提案の概要	対応状況
単年度から複数年度決算へ移行する。	会計法の改正が必要であり、対応困難であるが、国庫債務負担行 為などの既存の制度を活用して適切に対応する。
被収容者の医療費を一部負担にする。	被収容者は病院や医師,薬局等を随時自由に選べないため,被収容者の健康管理に責任を負い,社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な措置を講じていくことは国の当然の責務である。また,矯正施設で健康を保持させて出所することは,出所後の就労や安定した社会生活を営ませる上で重要であり,再犯防止に大きな影響を及ぼす。
地方入管局の審判部門において, 簡易な帰国希望案件を審査する際, 通訳を依頼せずに電子辞書を介して審査すれば, 通訳依頼文書作成時間と謝金が節減できる。	退去強制令書の発付は、適正な手続の下で真に口頭審理請求権を放棄した(入管法第47条第5項)ことを前提に行われるものであるから、日本語の通じない外国人に対して、当該外国人の理解できる外国語を使用せず、又は正規の通訳人を介さない手続は適正に行われたものであるとはいえず、現行機種の機能に鑑みても「電子辞書を介しての審査」は法の趣旨に沿わない手続が行われたという評価を免れないものと考える。したがって、通訳人の使用は必要不可欠であると考えるところ、事前に審査に関するポイントを整理することなどにより、審査時間の短縮を図り、通訳謝金の効率的な執行に努めているところである。
収容人員の減少している少年施設につい て刑事施設と統廃合する。	少年院の統廃合を含む適正配置については、収容動向だけではなく、種々の問題を抱えた被収容少年に対する再非行の防止に向けた適切かつ有効な教育体制の在り方、あるいは個別的な処遇体制の在り方等を考慮しつつ、予算の効率的な執行の観点を踏まえて総合的に判断をする必要があることから、今後も種々の意見を多角的に聴取しながら検討を進めたい。 なお、少年鑑別所と刑事施設の統合については、両施設の設置目的が大きく異なることから、慎重な検討が必要である。
オンライン申請書を出力する際のフォント サイズを小さくする。	職員の視認性の向上による事務処理の効率化を図っていることもあり、このような観点との比較衡量をする必要がある。また、プログラム 改修には、多額の費用を要するため、即時の対応は困難である。
相互で定期的に護送がある場合,往復で 受刑者を護送すれば,出張旅費の削減が 図れる。	被収容者の護送は、護送職員が物的な戒護力の乏しい中、逃走や外部からの身柄の奪取などを警戒しながら護送業務に当っており、相当な緊張で精神的な疲労は相当なものと思料される。その疲労度は、移送距離・時間、護送する被収容者の質によって異なることから、一律に往復で護送するという方策は、職員の精神的・体力的な負担からすれば相当でないと考える。
地域手当を全廃する。	地域手当は,法令に基づいて支給されるものであり,その廃止については当省限りの判断で行うことはできない。
被収容者に対し、国民の祝日や誕生月に それぞれ祝日菜・誕生菜として別に食事を 給与しているが、廃止とする。	被収容者の給食については、安価な食材の購入やメニューの工夫などにより厳しい予算事情の中で効率的な予算執行をしており、日常給与していない食糧を特別な日に限って給与することは、被収容者の健康保持、勤労意欲及び衆情の安定につながるとともに、社会生活への強い希望を持たせ、改善更生に向けた自助努力を喚起する上でも必要である。
温室効果ガス削減の観点から,自動車通動者に通勤手当を支給せず,通勤手当を改正し,大都市は勤務地から20キロ以内,地方都市は10キロ以内の居住は原則自転車通勤とし,公共交通機関を使用しない自転車通勤者に対しても,通勤手当を支給し,無公害通勤を奨励する。	通勤手当は、法令に基づいて支給されるものであり、その改正については当省限りの判断で行うことはできない。 なお、自転車等の交通用具使用者に対しても人事院規則等に基づき通勤手当は支給されることになる。

意見・提案の概要	対応状況
検察庁から「証拠品還付」を行うため、検察事務官が刑務所に出張してきたが、受刑者への還付手続は、刑務所職員に委嘱し、帰った。無駄な出張ではないか。 近隣であれば、証拠品還付などの所有権に係る業務は、原則、当該庁が実施し、検察庁が遠方などの理由がない限り、無用な委嘱は認めないこととする。	証拠品係事務官は、証拠品を還付する場合には、受還付人の出頭を求め、又は受還付人の住所、居所等に持参し、本人又はその代理人に対し本人であること又は代理権を有することを確認してから交付することとされているが、受還付人が刑事施設等に収容されている場合は、証拠品還付嘱託書により、換価代金を除く証拠品を刑事施設の長に送付して還付手続を嘱託することが規程上認められている。しかし、本件については、証拠品の内容が高額預金口座の通帳、キャッシュカード、印鑑、法定帳簿であったことから、万が一紛失した場合のことを考え、送付還付は相当でないと判断し、証拠品の安全を確保するために複数名で持参することにしたものである。また、刑事施設等の取扱いでは、証拠品の領置手続は会計課で行うこととされ、証拠品係事務官が受刑者と直接受渡しができないことから、その取扱いに従って刑事施設側から受刑者に還付手続をしてもらうために還付の嘱託をしている。
現在, 文書作成は一太郎を基本ソフトとして使用しているが, これを廃止し, ワードを基本ソフトとする。	当省基幹システムには、文書作成用ソフトウェアとして「一太郎」が 組み込まれており、これをすべて改修するには多額の費用がかかり、 また、業務に密接に関連する裁判所が基本ソフトとして「一太郎」を導 入しているため、現時点では、ワードへの移行は困難である。
訃報の連絡を廃止する。	計報の全面廃止は職員のニーズもあり困難ではあるが、極力コストをかけないよう、メールや電子掲示板を活用するなどの工夫をしている。
パソコンのOSをフリーソフトに移行する。	フリーソフトに移行した場合, 現在の情報システムの資産が利用できなくなり, 新たなシステム環境を整備するために相当の予算が必要となる。
検察庁に配置されている日本行政区画 (日本加除出版),現行日本法規(ぎょうせい),新判例体系(新日本法規)について, 紙版からROM版に変更する。	ROM版を利用することにより差替え作業が不要になり、検索の効率性も高まるものと考えるが、相当量のデータがサーバ等に追加されることとなるため、サーバや回線等ネットワークへの負荷を検討する必要があり、現状での変更は困難である。また、新判例体系については、新日本法規に確認したところ、「現在、CD-ROM版及びWeb版は発刊されておらず、今後も発刊予定はない」とのことである。
社会復帰促進センターへの護送の効率化を図るため、管区における移送計画の早急な見直し等を図るべきである。	受刑者の移送は、各受刑者の資質等を十分調査した上で受刑施設を選定するものであり、社会復帰促進センターにかかわらず、刑事施設間の移送については受刑者個々に選定すべきであることから、現在の移送計画は必要である。
光熱水料の節約と健康維持のため, 庁舎 内の喫煙室を廃止する。	庁舎を全面禁煙とするか否かの選択権は各施設管理者にあるが、 喫煙場所は職員だけでなく登記申請者や捜査協力者等の来庁者が 利用することもあり、現時点で一律に喫煙場所を廃止することは困難 である。
他官庁との懇親会等の飲酒を伴う会議終 了後などの付き合いを禁止する。	飲食を伴う会議終了後の懇親会等への参加については、飲食費用を自ら負担する場合等は、国家公務員倫理規程上の禁止行為に当たらないため、全面禁止という措置をとることは困難である。
国費送還予算の有効活用の観点から、違反者本人が所持金使用に同意している場合は、不足額部分のみの国費補てんという制度を執るべきである。	国費送還予算については、今後も有効な使用に努めていくが、提案内容については、現行の自費出国許可に係る法律の規定を改める必要があり、全額を負担しない場合であっても自費出国許可をすることができるか、なお慎重な検討を要する。
検察庁において、私用の携帯電話機を活用して公用の携帯電話機の削減を行い、通信費等の諸経費の縮減を図る。	私用の携帯電話機の活用については、職員が通話料等を負担することになるのは適当ではないし、また、通話料等を公費負担にすることは私用と公用の切り分けが困難で事務負担が増大することから適当ではなく、実現は困難である。

意見・提案の概要	対応状況
	対心なが
検察庁において、私用車を公務に使用できる環境を整備し、庁用自動車及びレンタカー等の経費を削減する。	原則として、私用物品を公務に使用することは認められておらず、また、修理代や燃料費等について公私の切り分けが困難でもあることなどから、実現は困難である。 なお、交通機関が発達していない地方検察庁においては、予算の範囲内で、必要に応じてリース車の借り上げを行っているところであり、その拡充を図ることでレンタカー等の経費節減に努めている。
異動のサイクルを延ばすことにより、赴任 旅費及び通勤手当等を削減する。	人事異動については、業務上の必要性等の諸般の事情を考慮した上で、適時・適切に実施しており、経費削減を最優先に考えて人事異動を行うことは困難であるが、今後も、できる限り経費削減にも配意していきたい。
民間機関(有料)を利用した研修制度を見直し、国家・地方行政機関の相互協力により、経費のかからない研修を実施する。	研修は、職員の職務上必要な能力の向上及び事務能率の増進を図ることを目的として実施している。研修内容によっては、民間機関の専門的知識及び技術が必要な場合があり、内部講師(職員)では代替不可能な講義もあるため、民間機関を利用した研修を全て廃止することは困難であるが、今後とも、費用対効果を十分に検討した上で必要な範囲に限り実施することとする。
宿舎料徴収及び維持管理に係る事務などの軽減するため、公務員宿舎を廃止する。また、宿舎管理は所管省庁(財務省)が直接管理することで、専門外の職員が事務を行うといった非効率な業務の削減につながる。	国家公務員は、その勤務する官署が広く全国各地に散在している上、職務上の要請に基づく転任、配置換等による居住地移転の頻度が高く、転任先における安定した住居の確保に困難を来たすことが多いほか、自力建設等による個人住宅の設置場所を確定し難い事情にあるので、国が宿舎を設置して職務の能率の低下を防止する必要があるとされている。そのため、国家公務員宿舎すべてを廃止することは、上記必要性から鑑みて妥当ではない。なお、現在でも、不要となった宿舎については、順次廃止し、取り壊している。省庁別宿舎の維持管理機関は、国家公務員宿舎法により、当該宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長又はその委任を受けた職員とされているが、被貸与者が宿舎法の定める義務を守っているかどうかなど宿舎の維持管理を適正に行うためには、設置を行った各省庁が自ら実情に即した維持・管理を行うことが適当であるので所管省庁が直接管理することの実現は困難である。
検察庁支部における業務の合理化に限りがあることから、法務省において、同一地域における出先機関の事務を統合し、人件費や物品購入等を一元化して人件費を削減する。	検察庁の業務については、検察庁法、その他関係法令等に基づいて定められていることや検察権の独立や犯罪の捜査を行うという検察庁の特殊性をかんがみると、法務省内の他の組織と統合することは困難であると思料される。 なお、物品購入等については、現在でも他官署との共同調達などを実施するなどし、経費節減及び事務の合理化を図っている。
経費節減のため、検察庁における臨時職員等を抑制し、その分の業務は職員に超過勤務で対応させる。	臨時的任用職員等については、各庁における業務運営上の必要性を十分検討の上、必要と判断した場合にのみ補充を行っているものと認識している。 なお、継続的な超過勤務は、職員の心身の健康及び福祉に害を及 ぼすおそれがあることから、全省庁的に縮減に取り組んでおり、検察 庁においても、積極的に縮減に取り組んでいるところである。
手当として直接支給するなどして、庁費で購	文具類等消耗品の購入については、年間の使用量を推定し、入札による一括購入を行うことにより、定価より安価に購入できていることから、個人で文具類の購入を行うと、これら経費節減を図ることができなくなり、手当支給に切り替えたことによりかえって経費が増大するおそれがある。
民間ボランティアの保護司は、仕事を持ちながら保護司をしている者も多く、年6回有給休暇をとって研修に参加することは仕事	保護司の地域別定例研修は、実務上必要な知識及び技術の全般 的な水準向上、各地域において当面する問題の解決等を目指して実

ぎて資料が煩雑となり中身の薄いものとな る心配がある。 そこで, 地区保護司会保護司に対する地 域別定例研修会を年6回から年4回に変更との事実はない。 する。

給休暇をとって研修に参加することは仕事 に支障を来す。また、年6回の研修資料を に支障を来す。また、年6回の研修資料を 保護観察官が作成しているが、回数が多す 関いており、保護司研修の核となるものである。研修への参加のた は、では、の負担は生じるものの、保護司として保護観察処 遇等を適正かつ効果的に行うために必要な研修であり、今後も一定 の実施回数を維持すべきと考えている。なお、現場庁から研修資料を 取り寄せるなどして調査したところ、資料内容が薄いものになっている